

令和2年4月6日

保護者様

川崎市教育委員会事務局
川崎市立新城小学校校長

臨時休業期間中の居場所利用について

平素は学校の教育活動に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

すでに御承知のことと存じますが、新型コロナウイルス感染症の流行を防ぐために、すべての川崎市立学校において、引き続き臨時休業を行うこととなりました。

しかしながら、特別な事情で児童が家にいることが難しい御家庭もあることと思います。そこで各家庭の事情等を鑑み、下記のような措置をとることといたします。

保護者の皆様には趣旨を十分に御理解いただき、居場所を利用される方は、別紙の回答用紙（学校提出用）に御記入の上、必ず利用初日に御提出いただきますよう、よろしく
お願いいたします。なお、家庭保存用はご家庭での確認用に保存をお願いいたします。

記

- ① 4月7日（火）から4月17日（金）まで休業期間中においても、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年及び特別支援学級児童など、留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある場合に限り、学校で過ごすことを可能とします。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、御自宅で過ごせる方はできるだけ御自宅で過ごすようにしてください。
- ② 利用の際には、授業は行いません。基本的に学校教職員が児童を見守ります。
- ③ 利用時間
【わくわくプラザを利用しない児童】8時30分～12時00分
※わくわくプラザは利用しない児童の下校は、安全を確保するために12時00分に一斉に行います。
【わくわくプラザを利用する児童】8時30分～13時00分
※給食は実施しないので、わくわくプラザを利用する児童はお弁当を持たせてください。
- ④ 13時以降については、わくわくプラザに参加が可能です。参加を希望される方はわくわくプラザに参加の申し込みをお願いします。（すでに申し込みをしている方は再度申し込む必要はありません）

【利用にあたってのお願い】

- 利用前に、必ず児童の健康観察をし、別紙の「健康チェック表」に記入の上、提出をしてください。なお、発熱や全身のだるさなどの諸症状があった場合には利用を見合わせてください。
- 利用中に児童の具合が悪くなった場合は、必ず保護者がお迎えに来る体制を整えてください。
- 12時より早く下校する場合は、保護者の方のお迎えをお願いいたします。

【問い合わせ先】新城小学校 766-2236

別紙 回答用紙（学校提出用）

_____小学校	_____年	_____組
児童名 _____	保護者名 _____	印 _____
緊急時の保護者連絡先① _____	② _____	

（１）利用する方は理由を記載してください。

やむを得ない特別な事情で学校を居場所として利用します

理由(例) 子供が低学年のために一人で留守番ができないため

（２）下記の表の利用予定日に○をつけてください。

		居場所のみ利用	居場所と わくわくプラザ利用
4月7日	火		
4月8日	水		
4月9日	木		
4月10日	金		
4月13日	月		
4月14日	火		
4月15日	水		
4月16日	木		
4月17日	金		

※わくわくプラザを利用する場合には、お弁当を持参します。

(家庭保存用)

下記の表の利用予定日に○をつけてください

		居場所のみ利用	居場所と わくわくプラザ利用
4月7日	火		
4月8日	水		
4月9日	木		
4月10日	金		
4月13日	月		
4月14日	火		
4月15日	水		
4月16日	木		
4月17日	金		

【利用にあたってのお願い】

- ・利用予定日に変更が出た場合は、必ず学校に連絡をお願いします。
- ・わくわくプラザについては、直接わくわくプラザへ連絡してください。
- ・利用前の健康観察と「健康チェック表」の記入をお願いします。
- ・わくわくプラザを利用する児童はお弁当の用意をお願いします。
- ・早退する場合は、お迎えをお願いします。